

会議名 (審議会等名)	川西市個人情報保護審議会 (第47回)		
事務局 (担当課)	総務部 行政室 総務課 内線 (2321)		
開催日時	平成22年1月22日(金) 午後6時00分～午後8時00分		
開催場所	本庁舎 4階 庁議室		
出席者	委員	池田委員(会長)・長尾委員(副会長)・荒木委員・井上委員・園田委員・田中委員・中村委員・三宅委員	
		欠席委員:井口委員	
	実施機関	《市民生活部市民環境室消費生活センター》福西室長・渡辺参事 《消防本部消防課》小西参事・藪野主幹・矢内課長補佐	
	事務局	小田室長・森課長・佐藤課長補佐・岩脇主査・竹下	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 会長あいさつ 2 審議事項 《諮問第37号》 消費生活相談業務に係るP I O - N E Tシステム(全国消費生活情報ネットワーク・システム)の変更に伴う個人情報の提供について 《諮問第38号》 消防通信指令業務に係る個人情報の提供について 3 その他		
会議結果	諮問第37号、諮問第38号共に、その取扱いを適当なものであると認める答申を得る。		

会 長：あいさつ  
事務局：説明

本日提出資料の確認及び説明

事前送付資料→①開催通知  
②諮問書第37号(案)  
③諮問書第38号(案)

本日提出資料→①レジメ  
②座席表  
③委員名簿  
④諮問書第37号  
⑤諮問書第38号  
⑥諮問第37号資料(インデックス1～5)  
⑦諮問第38号資料(インデックス1～4)

#### 審議事項

電子計算機の結合による個人情報の提供について

諮問第37号 消費生活相談業務に係るPIO-NETシステム(全国消費生活情報ネットワーク・システム)の変更に伴う個人情報の提供について

諮問第38号 消防通信指令業務に係る個人情報の提供について

会 長

委員の皆さん、事務局の皆さん、どうもこんばんは。本日は『第47回川西市個人情報保護審議会』を開かせていただきたいと思います。本日は、2名委員が欠席ということでございます。しかし、当審議会の規則で審議会の会議開催条件の過半数の委員の皆さんがお集まりですので、これから議事に入りたいというふうに考えております。本日は、お手元にあります写しの諮問事項、この諮問案件が2件ありますけれども、この2件についてご審議いただくということになっております。まず1点目が、消費生活相談業務に係るPIO-NETシステム、これを全国消費生活情報ネットワーク・システムということですが、これの変更に伴う個人情報の提供についてということでございます。このPIO-NETシステムは、独立行政法人国民生活センターが運営する情報ネットワークの頭文字をとってるわけですね。Practical Living Information Online Network System ということのようです。これの略称でございます。この国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積・活用するためのものということで、今回、このシステムの変更等に伴って、新たに電子計算機の結合を図ろうとするものであります。そして、川西市個人情報保護条例の13条の規定によるご審議をいただくということですね。それから2点目が「消防通信指令業務に係る個人情報の提供について」ということで、こちらのほうは、宝塚市、川西市及び猪名川町における消防需要に広域的に対応する、そして消防通信指令に関する事務を共同して管理運営しようということで、これに伴って、電子計算機の結合を図ろうというものであります。これも、当然川西市個人情報保護条例第13条のご審議をいただく、電子計算機の結合による個人情報の提供に関する案件ということであります。本日は、この2件の諮問案件の審議を議題としておりますので、委員の皆様にはご審議のほど、よろしく申し上げます。それでは、まず審議に先立ちましてですね、本日配布されております資料等の確認、それから諮問案件の概要等について、事務局からご説明のほう、よろしく申し上げます。

事務局	<p>※ 事務局 説明 (略)</p>
会長	<p>どうもありがとうございました。今、事務局から説明ありましたが、この関係で何か委員の皆さんからご質問等はございませんか。特に無いようでしたら、これよりそれぞれの諮問案件につきまして、実施機関より詳細な説明を受けたいと思います。会議の進め方でございますけれども、従来と同じようにそれぞれの諮問案件に係る内容について、実施機関からの説明を受けまして、その説明の後、質疑の時間を取りたいと思います。そして、最終的に実施機関に退席していただいた後にですね、両諮問案件につきまして、条例第13条第2項の規定にありますように、当該諮問案件が「公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められるかどうか」ということについて、ご審議をいただきたいというように思っておりますので、よろしくお願いたします。それでは、それぞれの実施機関の担当者に入ってくださいましてよろしいですか。じゃあ、よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>※ 各実施機関 入室</p> <p>実施機関の担当の職員の皆さん、遅い時間にお集まりいただきましてありがとうございます。本日は、この個人情報保護審議会で、諮問第37号案件と38号案件を議題にしてのわけですけれども、37号案件は消費生活相談業務に係るPIO-NETシステムの変更に伴う個人情報の提供についてということ。これに関しましては、市民生活部の市民環境室消費生活センターの皆さんにお越しいただいております。それから、諮問案件の第38号では、これは消防通信指令業務に係る個人情報の提供についてということで、これにつきましては、消防本部の消防課の皆さんにお越しいただいております。どうぞよろしくお願いたします。それでは、それぞれ37号案件のほうからお願したいと思いますが、実施機関の職員の皆さん、ちょっと自己紹介お願いたします。我々のほうは恐縮ですけれども、本来なら自己紹介ということになるんですけど、時間の関係もあるので、ここに名札を出しておりますので省略させていただきたいと思いますが、よろしくお願いたします。それでは、37号諮問案件の市民生活部の市民環境室の消費生活センターの担当の方、よろしくお願いたします。</p>
実施機関	<p>こんばんは、お世話になります。市民生活部市民環境室長の福西と申します。どうぞよろしくお願いたします。失礼いたします。こんばんは。市民生活部市民環境室消費生活センター所長の渡辺でございます。本日は、どうぞよろしくお願いたします。</p>
会長	<p>消防本部の皆さん、どうぞ。</p>
実施機関	<p>消防本部消防課参事兼消防課長、小西でございます。よろしくお願いたします。消防本部消防課主幹の藪野でございます。よろしくお願いたします。こんばんは。消防本部消防課長補佐の矢内でございます。本日は、どうぞよろしくお願いたします。</p>
会長	<p>どうもありがとうございました。それでは、最初に諮問の37号案件についてご説明いただきたいと思いますが、諮問案件のご説明の後、委員のほうから質問があろうかと思っておりますので、どうぞお答えのほう、よろしくお願いたします。それでは、市民生活市民環境室消費生活センターのほうから、ご説明をお願いたします。</p>

実施機関

それでは、よろしくお願ひいたします。個人情報保護審議会委員の皆様には、本日私どもPIO-NETのシステムにつきましてご審議を賜るわけでございますが、どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、このシステムについてご説明をさせていただきたいと思ひます。まずはPIO-NETシステムでございますが、全国消費生活情報ネットワークシステムで、Practical living Information Online NETwork systemの略称でございます。国の独立行政法人である国民生活センターが運営し、同センターと全国871の消費生活センターをオンラインネットワークで結びまして、消費生活に関する情報を蓄積・活用し、消費者問題の解決・防止に資するシステムでございます。集められました相談情報や危害情報につきましては、一元的に集約・分析をされまして、マスメディアやホームページを通じて消費者にも公開されます。また、このシステムの消費生活相談データベースは、商品別に情報を検索するというようなこともできます。さらに、関係省庁への基準改正や、関係機関への改善の要求も行われ、消費者被害拡大防止に有用なツールでございます。それでは、お手元資料の別紙「電子計算機の結合による個人情報の提供について」をご覧ください。まず、欄の左側は「番号」諮問番号でございます。そして、「事務の内容」でございますが、

「PIO-NETシステム（全国消費生活情報ネットワーク・システム）相談業務」となっております。その右欄にございます「電子計算機の結合による提供の必要性」でございますが、この欄内を朗読させていただきます。次に、「本件のオンライン接続の公益上の必要性」について、補足させていただきます。社会生活において複雑化・多様化・広域化する消費者被害に迅速に対処するため、独立行政法人国民生活センターでは、従来からPIO-NETシステムを活用して各地の消費生活センターでの消費生活相談業務への情報提供及び国の消費者政策の企画立案等を実施している。しかし、近年、国民の消費生活に対する安心・安全への意識の高揚を受ける中で、より一層迅速で的確な対応及び被害の軽減が求められるとともに、システム面においては、セキュリティの向上、運用面の改善、管理コストの低減等が求められている。このような状況を受け、国民生活センターが検討を重ね、平成22年4月稼働予定でございますが、時期PIO-NETシステムにおいては、国民生活センター、県センター及び市消費生活センターのシステム全体を包括するセキュリティ面の脆弱性を解消し、信頼性、安全性及びセキュリティレベルの抜本的向上を図るため、従来、市消費生活センターのサーバー上での管理に委ねられていた個人情報を、相談情報と共に一括して、セキュリティの保障された国民生活センターのサーバー上で管理し、各データベースへのアクセス制限を行うシステムに改善されたことにより、抜本的に機能が見直され、相談記録作成からシステム登録までの作業を省力化し、相談情報の更新期間の飛躍的スピードアップを図ることで、一層の消費者被害の未然防止及び拡大防止を図ろうとするものでございます。

次に、本件のオンライン接続の公益上の必要性について、補足させていただきます。まず、システムを運用する「国民生活センター」でございますが、森永ヒ素ミルク事件あるいはサリドマイド事件等を契機といたしまして、昭和45年に国の特殊法人として設立をされまして、平成15年10月1日、「独立行政法人国民生活センター法」に基づいて、内閣府の独立行政法人として設置されております。そして、本件のPIO-NETシステムは、昭和59年度に運用を開始しまして以来、26年の長きにわたりまして、全国都道府県、市町村消費者センターを接続しまして、消費者問題に係る被害防止、相談情報の集約・共有・通報等に大きな成果をあげて参っております。また、川西市におきましても、市の3名の消費生活相談員が、消費生活相談に対応するためのデータベース

や、必要不可欠な中核支援システムといたしまして、平成10年10月に導入いたしまして以降、11年余りにわたりまして日々の相談業務に活用し、成果をあげてきております。それでは、資料3の「PIO-NETシステム刷新後のデータ登録までの流れ」をご覧いただきたいと思っております。これで、システムの刷新前と刷新後の状況も併せて掲載しております。左側が現行でございますが、市の消費生活センターにおきましては、上のマスでございますが、相談員が相談情報及び個人情報を1台に限定されました直接作成端末からデータを入力し、直接作成即時入力システムデータベースに登録をし、相談者の個人情報はここで保存されます。相談情報につきましては、県のメインセンターへ伝送されまして、地域版データベースに登録され、さらに、国民生活センターへ伝送され、PIO-NETホストの全国版データベースへの登録によりまして、全国871ヶ所の消費生活センターでの情報の閲覧でございますとか、共有活用が可能になります。なお、市と県、国民生活センター間の通信回線は、専用回線で接続されてございます。これが、刷新後の右の欄では、直接作成システム付きの3台に増設されました新PIO-NET端末から、相談情報及び個人情報をダイレクトに入力いたしまして、データチェックや管理者の決裁を経まして、県のメインセンターを介しまして、直接、国の国民生活センターへ伝送され、PIO-NETシステムデータベースに登録をされます。主な変更点といたしましては、1点目として、データ入力オンラインで直接入力され、伝送される点。2点目として、従来、市消費生活センターの直接作成システムデータベースのみに登録されていた相談者の個人情報が、国民生活センターのPIO-NETシステムデータベースに登録される点。3点目といたしまして、従来、全国871ヶ所の市町消費生活センターの直接作成システムデータベースあるいは都道府県のメインセンターの地域版データベース、そして国民生活センターの全国版データベースということで3階層に分散管理をされておりましたデータベースが、国民生活センターのPIO-NETシステムデータベースに一元化をされる点でございます。次に、前ページの資料2をご覧いただきたいと思っております。PIO-NETシステム刷新化前後の相違点を示しております。主に、個人情報の管理の違いを示しております。刷新化前の上の欄では、市消費生活センターに設置した直接作成システムサーバ上に個人情報を含むデータを入力いたしました。下の欄の刷新化後は、オンライン接続をいたしまして国の国民生活センターのデータセンター上のPIO-NETシステム、ホストサーバ上に個人情報を登録することになりまして、個人情報の取扱いについて市と国民生活センター間で、この点について覚書を締結する予定となっております。次に、資料1の1ページの中段をご覧いただきたいと思っております。現行システムの課題をこちらに記載しております。まず1点目ですが、直接作成システムはPIO-NETのネットワークに接続されておりません。オンライン接続できるPIO-NET端末は、原則1台でございます。従いまして、相談を受けながらの情報アクセスというものが、1台あるいは1人だけしかできないということになっております。また、相談情報登録作業の煩雑さから、相談の受付から登録までに時間を要する、平均だいたい50日間、消費者相談が発生いたしまして全国センターに登録されるまでに50日を要するという事になっております。また、市の直接作成システムデータベース、県の地域版データベース、全国版データベースに分かれておりますために、3段階でのデータベースの修正が必要となり、データ管理が複雑になっております。また、システムのメンテナンス、これはソフトの更新等でございますが、これが各市町の消費生活センターの職員の負担となっている点でございます。また、5点目で個人情報の保存された端末の管理が消費生活センターに委ねられているということで、871ヶ所

のセンターに委ねられているため、セキュリティや機器故障への備えに不安がある、などの点がございます。そして、それを解決するためのPIO-NET刷新の主な目的が、次の2ページでございます。1点目につきましては、PIO-NET端末機と直接作成システムを統合するという点。そして2点目としまして、原則として相談を受け付ける全ての相談員にPIO-NET端末を配備するという、川西市の場合PIO-NETに接続するパソコンを1台から3台に増やします。そして、上記により相談業務の作成からPIO-NETの登録までの作業を省力化して、登録日数を短縮することで、相談情報の早期共有化を実現をしたいということで、概ね3日になる予定でございます。次に、データ保存をセキュリティの強固なデータセンターにすることで、セキュリティレベルを全国一律に引き上げるといふ点。そして最後に、国民生活センター、メインセンターで分散管理されているデータベースの管理を業者に委託することで、管理の一元化も行うという点でございます。次のページに移りまして、3ページでございます。PIO-NETの刷新による業務の改善でございます。右上にございますように、今相談員が3人いるわけなんですけど、各々にPIO-NET端末を配備をするということで、また左になりますけれども、相談を受けながらPIO-NETで検索を、相談情報の検索をしながらお電話等での相談をお受けをするという、オンライン、リアルタイムでの照会ができるということで、相談情報の作成から決裁・登録まで手元の端末で可能になるということでございます。従来は、3台のうちの1台だけしかPIO-NETと接続されておりましたので、そういった点で不便がございました。また、データセンターにつきましては、データベースを集約するため、これまでのような二重三重の管理の必要性がなくなります。また、セキュリティレベルも向上できます、ということでございます。また具体的な改善の例でございます。4ページに掲載させていただいておりますが、1点目といたしまして、相談員毎に1台のPIO-NET端末を配備することで、相談情報の入力検索を1台のPIO-NET端末で実現をし、検索を職員に依頼したり、相談員自らPIO-NET端末に移動する必要がなくなります。検索スピードが飛躍的に向上するというので、相談者への対応時に必要なPIO-NET情報を迅速に検索して、対応に活かすことができます。また3点目といたしまして、相談情報の即時登録の実現ということで、消費生活センター内の相談情報の即時入力と、即時共有ということができます。また、オンラインによる修正・追記・通知が実現となります。担当職員の具体業務として、これは消費者安全法12条によりまして、重要な事件が発生した場合には、直ちに内閣総理大臣に通報するという義務付けがなされておるわけですが、こういった点も軽減されるという点がございます。また5点目といたしまして、データセンターへの管理集約によってセキュリティが向上され、管理の効率化が図られるということで、人の出入りの著しい相談窓口の環境に配慮して、サーバ機器をよりセキュアな環境に移設し、効率的に運用するというのでございます。次に、表の資料に戻らせていただいて、「電子計算機の結合による個人情報の提供について」の欄の中央「提供する個人情報の内容」でございます。「相談者、契約当事者及び被害者の氏名・郵便番号・住所及び連絡先」となっております。この情報につきましては、資料1の8ページにも掲載させていただいております。さらに、この個人情報の入力項目につきましては、資料4をご覧頂きたいと思っております。システムの次期システムへの移行に伴いまして、198項目の情報が登録されることとなり、「新設項目欄」に丸印の付いた、受付時刻外24項目が新設をされることになっております。その右欄の「暗号化項目欄」に丸印が付いた項目がございまして、これは国民生活センターに伝送される場合、あるいはセンターに保管される際に、暗号化される

項目でございまして、消費者相談に係る個人情報、国民生活センターのサーバ上に登録されますけれども、暗号化されたままで送受信、そして管理・保存されまして、川西市の情報につきましては、川西市の消費生活センターからのみ検索・利用できますが、国民生活センターでございましてほか他の消費生活センターからは、一切閲覧やアクセスすることができないというような構造になってございます。これは専用線接続、そして暗号化によりまして二重に管理されております。さらにその右欄に「非伝送項目欄」に丸印の付いた項目がございまして、これは、既存システムにおきましては、個人情報に該当するとして、市の消費生活センターの直接作成システムデータベースに管理をして、伝送していなかった項目でございまして、今回のシステム更新に伴いまして、他の情報と共に伝送して、国民生活センターの収集項目に含まれることとなった項目でございまして、次に2ページをご覧くださいと思います。暗号化の項目と、非伝送項目に丸印が入った項目がございまして、これにつきましては、事業者情報に属しますが、事業者の中の個人情報でございまして、これについては、事業者情報という面はございまして、個人情報としての配慮が必要ということで、暗号化するという事になった項目でございまして、次に4ページをご覧くださいと思います。168番の「相談者氏名」から175番までの項目は、従来から入力していた項目でございまして、今回、暗号化して国民生活センターに伝送する項目でございまして、その下の176番の「契約当事者氏名」から191番の「被害者連絡先」につきましては、今回新たに新設される入力項目で、いずれも個人情報に該当して暗号化し、保存する項目でございまして、これらの個人情報を、市のパソコンから入力し、国民生活センターのサーバ上に保存することになりますので、これが、電子計算機の結合による個人情報の提供に該当する可能性が出て参ります。この点、物理的には、川西市が保有いたします個人情報を、オンライン結合を通じて、独立行政法人国民生活センターが管理する全国センター上で登録・管理致しますが、同センターはセキュリティ保護上のバックアップ操作を行います。個人情報に対する管理・操作・アクセスは一切行わないシステムとなつてございまして、データも暗号化され、解読できない構造となっております。他方、川西市個人情報保護条例第13条では、「通信回線等による電子計算機の結合により個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない」と規定し、その解釈の第1項では、「オンライン結合という提供の方法は、相手方の必要性により、実施機関が保有する個人情報に随時アクセスすることを可能とし」と説明されておられますところ、本件におきましては、相手方の国民生活センターは一切アクセスも行いませんし、そのデータも暗号化されたまま保管されているものでございまして、解読もできず、条例上のオンライン結合に該当するかどうか、その点に疑問の余地はございまして、しかしながら、本件につきましては、個人情報保護の重要性に鑑みまして、あえて安全側の見地から、川西市個人情報保護条例第13条第2項の規定に基づきまして、オンライン結合による提供の禁止について、当審議会に対しまして諮問させて頂いたところでございます。次に、この表の資料の中央右欄の「提供先の保護措置」等につきまして、渡辺参事のほうから説明申し上げます。

実施機関

それでは続きまして、お手元の諮問別紙の提供先の保護措置の記載に沿いまして、少し補足を加えさせていただきますながら、ご説明を申し上げます。なお資料といたしましては、インデックス1をお開きください。インデックス1の国民生活センター発行の「個人情報の取扱いに関する参考資料」の5ページ、6ページ、7ページ及び12ページに記載がございまして、ご参考にさせていただければ幸いです。少し資料が

	<p>飛び飛びになりますので、事前にお伝えしておきます。それでは、内容のご説明に移らせていただきます。提供する情報につきましては、次のセキュリティ措置が講じられることとなっております。1、データ、いわゆる相談情報及び個人情報、暗号化された状態で送信され、国民生活センターの各データベースに登録・管理されます。2、個人情報へのアクセスは情報を登録した消費生活センターのみに許可され、国民生活センターは運用委託業者や省庁も含めて、全てが個人情報へアクセスできないものとなっております。3、各接続はファイアーウォール及び認証管理サーバで制御、監視されておりまして、許可された箇所以外へは接続できないようになっております。4、システムへの接続やログイン動作は全て記録されるとともに、ログインパスワードは容易に推測不可能なものとし、定期的に変更することが強制されます。5、サーバに登録された個人情報は、暗号化された状態のままシステム全体で定期的に外部媒体にバックアップを行い、トラブル時の復旧に対処するとしています。なお、新システムは双方保管によりまして、壊れにくいものとなっているため、いわゆる冗長化でございますが、このようなもののために個人情報が消失する可能性は低く、万一の場合でも、システム全体のバックアップから復旧するとなっております。6、個人情報が格納される機器は、非常に高度なセキュリティ機能を有する専門施設であるデータセンター内にて施錠管理されまして、許可されていない者が施設に立ち入ることはできないようになっております。なお、資料インデックス5番で、現システムと新システムのセキュリティについて比較しておりますので、併せてご覧ください。以上の通り、次期PIO-NETシステムに伴います「電子計算機の結合による個人情報の提供」に際しましては、実施運用主体であります国民生活センターにおきまして、万全の保護措置が講じられることとなっておりますことから、実施機関といたしましては新たなシステムを最大限活用しながら、消費者被害の未然防止、拡大防止に努めたいと考えておりますので、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。今、概略ご説明いただいたわけですが、それでも、それでは今から審議に入りたいと思います。委員の皆様方、今説明のあった件、いずれの箇所でも結構ですので、ご質問があればご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。今ご説明を受けたんですけどね、もうちょっと簡略に申しますと、今相談員という方が市のセンターに3人おられるわけですね。その3人の方のところに、一般の市民の方が消費者としての何かトラブルやなんかを相談に来られるわけでしょう。そうすると、その場合は全て面接対応でやるのじゃなくて、電話でなんかもあるのですね。</p>
<p>実施機関</p>	<p>両方ございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>両方あるわけですね。そこで相談したことについて、一応相談員の方が何らかのデータというか、記録を残すわけですね。その残す時に、もちろん氏名とか住所とかも聞くわけですね。それで、こういうトラブルの内容やなんかをそこで記録して、現在はそれをセンターのコンピュータで管理してるわけで、これを今、さらにどっかよそに繋いでるんですって？</p>
<p>実施機関</p>	<p>国民生活センターというところに。</p>
<p>会 長</p>	<p>従来からそれは繋いでるんですよね？</p>

実施機関	はい、その中継として県のセンターがあるんですけども、県を通しまして国民生活センターに送られる、そういうシステムになっております。
会長	その繋がってるところをね、前にここで審議したということになるんですか？
実施機関	いや、今回が初めてでございます。
会長	前から繋いでたわけでしょ？
実施機関	会長、この点ですね、従来、ちょうど資料3ページで先ほど説明いたしました、左の欄を見ていただきたいんですけども、資料番号3です。先ほど参事が説明申し上げましたけれども、直接作成システム、市の消費生活センター、一番左上にございますけれども、ここに相談員が受けました情報を入力いたします。個人情報につきましては、市のサーバ上でだけ登録をされまして、全国センターへ送られますのは相談情報ですね、こういった製品、例えば扇風機で火災が発生したとか、そういう全国での共有する、あるいは再発防止をするための情報だけが送られるわけです。
会長	従来はね。
実施機関	そうです、それで個人情報は市のサーバに置かれたままという形になります。
会長	そうすると、結局従来は氏名とかそんなものは送ってないわけで、相談の内容だけですね。こっちが特定できないような状況で、相談の内容をセンターに送ってたと、そういうことですね。
実施機関	会長、その点でですね、一件の案件について個人情報は市で管理されるし、相談情報は国へも送られるという形で、データ管理がインデックスで管理をされてるんですけども、非常に複雑になるわけですね。それが全国871ヶ所消費生活センターがございますので、その各々がばらばらに管理をされるということで、それがひいてはシステムのレスポンスの悪さですとかといったことに繋がりますのと、それと国のホストにつきまして従来汎用電子計算機で26年間使ってきたんですけど、やはり今の時代の流れでオープン化、小型化という形でオープンシステムに変更していこうと、その際に国でもこの国民生活センターの刷新化の検討をされてきたわけですけども、やはりサービスを、レスポンスをあげるというんですか、それから検索性を高めること、これまではそういう汎用機でしたので、選定されたキー項目、商品別ですとか業者別ですとか、そういった決められた項目でしか検索が出来なかったんですけど、最近色んな悪質商法とかそういった情報が出てきますので、任意の検索が出来るようにというような必要性も生じてきています。また871ヶ所ありますので、その中でのセキュリティポリシーというんですか、管理の甘いセンターもあればそこからデータが漏れる可能性もあるということで、やはり個人情報にも関連しますので、これを機にセキュリティもきっちりしていこうというようなことから、あまりばらばらの管理ではなくて、全国センター、国民生活センターでデータセンターという強固に管理されたところで一括管理していこうという形になったものです。

<p>会 長</p>	<p>そうするとね、皆さん疑問に思うと思うんだけどね、これまでは情報は相談内容だけでやってたわけでしょ。それを全国ネットで、なんで氏名とか住所をです、登録せなあかんのやということやと思うんですけど、その点はどうなんですか？氏名とか住所とかそこに書いてあるように、それをなんていうんですか、契約当事者っていうのかな、そういうものは個人情報で今度は登録するような形になるんですよ？</p>
<p>実施機関</p>	<p>会長その点なんですけども、さっきも説明させていただきましたけど、国民生活センターですとかあるいは他の市町とか県の消費者生活センターは、川西市の個人情報にはアクセスできない構造になっています。それは専用線接続という、接続先が固定されている点と、それと国の電子政府のための暗号化方式を採用しているんですけども、そういう暗号化方式との二重のセキュリティによりまして、川西市の情報につきましては、従来は市のサーバーに保存してアクセスしてましたけど、それが国民生活センターのサーバー上にある、それをアクセスするだけであって、従来と変わらないのです。国民生活センターとか他市はセンター上にはありますけれども、そこへはアクセスもあるいは閲覧もできないシステムあるいは構造になっております。なんでそうするかというと、やはりデータを一元管理してセキュリティレベルを統一して、そしてサービス性も改善していこう、そのためにはそうすることが一番望ましいという結論になったわけです。</p>
<p>会 長</p>	<p>なんかちょっとよく分からない。</p>
<p>副 会 長</p>	<p>ですからね、それシステムを変えますとね、どこがメリットあるんです？一緒じゃないですか、市で保管しておっても、全部集中してやっても保管は保管です、よその人はそれデータ取れない、川西だけが取るわけでしょ。それ保管するとどこが…、経費が安く付くということだけですか。</p>
<p>実施機関</p>	<p>経費も安く付くようになるんですけども、それによりまして、従来相談情報が閲覧できるまでに50日、1月半ほどかかっていたんですけども、それが3日で、全国どこかで起こった相談が3日後には各市町村から検索・利用できるようになるわけです。ですから、17分の1に短縮されると。</p>
<p>会 長</p>	<p>悪いけど、その検索ができるっていうのは、個人情報を外した内容のものが閲覧できるっていう意味ですね。ですから、個人情報については当該自治体からしか繋がらんということだけれども、全国のいろんな相談事についてのその相談と、その解決かなにか相談の回答かなんかはね、よその自治体の人が見れるってことですか。</p>
<p>実施機関</p>	<p>そうです。相談の情報は従来と同じで、他の市町村も見れます。</p>
<p>会 長</p>	<p>見れるわけね。ですから、この相談っていうのは、そもそも川西市に相談に来た人が川西市の相談員の方がね、何か全国的にどうなってるか調べたいって検索すると、その人に回答する参考になるような資料が出てくるって話になるわけですか、そうすると。</p>
<p>実施機関</p>	<p>そうです。相談員の方が相談される時に、こんな相談例があるかどうかとか、あるいはその場合にどういったメーカーだったとか、そういったいろんな情報を基にですね、相談、的確な対応をします。</p>

会 長	従来は、そういうことは出来なかったわけですか？
実施機関	ちょっとタイムラグがあった、最新の情報ではできないと。
副 会 長	だからシステム化されて、類型化っていうんですかね、だからこういうふうにして騙された、こう解決しましたということが中央で集中的に検索できるわけですね。だから、個人情報としてはそういう情報は外へ流さないけども、類型化されたもの、たくさんケースを知ってますからね、それを3日間で類型化して検索できるということですね。
実施機関	はい。
会 長	それやったら、メリットありますね。
実施機関	会長、その例で例えば昨日もですね、宅配ビデオ最近流行ってますよね、無料お試し宅配ビデオ、知らん間に利用料ということで、そういう無料だと思って申し込んだけれども、知らない間に有料化されてる、利用料徴収されてるというようなことが国民生活センターからも報告もされてるわけですが、こういった新たな例というんですか、そういう情報が出てきます。これやはり啓発する意味でですね、いろんな消費者の方にお知らせすることで、消費者被害の未然防止にも役立てることができる。またこういう相談がありましたら、こういった例がありますからご注意くださいよというような案内もできるということで、被害の軽減、未然防止になる。
副 会 長	今まででしたら、そういう新しい犯罪やとか手口が発生するでしょ、それが50日ぐらいかかってたと。それが3日ぐらいでこんな例がありますと、この例やったら用心しなさいよとなるわけやな。
委 員	いくつかちょっと不明な点があるんですけども、まず個人情報の点ですけども、暗号化された情報を国のほうに送るわけですよ。確認ですが、国のほうはそれが利用できないということになればですね、これ条例の、先ほどちょっと言われましたけど提供に当たるのかどうか。単に個人情報の置き場所を変えただけの話であって、国は利用できないならば、これ個人情報の提供に当たらないんじゃないかと。つまりそもそも個人情報じゃないんじゃないかと、暗号化されてるんで。個人情報というのは個人の識別可能な情報ということですのでね、暗号化されてその暗号が復号化できないような情報ならばですね、単に文字の羅列に過ぎないわけで、それ自体は個人情報じゃないので個人情報の提供にそもそも当たらないんじゃないかと、これがまず1点ですね。2点目は、こっち側の冊子の資料の8ページの「相談者、契約当時者、被害者」というふうにありますけれども、これそれぞれ違う概念というか内容ですね。契約当時者というのは、例えばどっかの通信販売と契約した人とその会社という意味ですよ。それで、相談者というのは実際相談をもちかけてきた人ですよ。被害者というのは、実際被害を被った方っていうことで、例えば相談者と被害者が異なるということは当然あり得るわけですよ。契約当時者と被害者が違うっていうこともあり得ますよ。そうすると、例えば私が隣の家に、例えば一人暮らしの老人が住まれていると、どうも騙されてるようだと。霊感商法で騙されている、高い水晶の判子を買わされてるか、壺を買わされてるようだという場合には、私が相談してその人の氏名とか住所、郵便番号、電話番号、そういうものをそちらに伝えるわけですか？その本人は、何も被害

<p>会長</p>	<p>だと思っていない場合もありますよね。それが2点目です。3点目はですね、この相談者のあるいは被害者の住所とか氏名とかそういう連絡先、個人情報ですね、これを新たに収集するということですが、そうすると今後は匿名での相談ということは不可能になるんですか？これが3点目、以上3点です。</p>
<p>実施機関</p>	<p>今の3点についてお答えください。</p> <p>まず1番最初にご質問がございました、個人情報の提供に当たらないのではないかとのご意見でございますけれども、確かにですね、国民生活センター、その資料は皆さま方のお手元にはお配りしてないんですけど、総務省の行政機関等個人情報保護法これの解説によりますと、「行政機関が保有しているとは、情報公開法における行政文書の保有の概念と同様であって、すなわち当該個人情報について事実上支配している状態をいう」ということですね。それで、「提供とは、個人データを利用可能な状態に置くことをいう」ということで、そういう解釈がございました。</p>
<p>委員</p>	<p>それは、提供先が利用可能な状態にするということですね。</p>
<p>実施機関</p>	<p>はい。それが提供であるんで、本来全く見れない…。</p>
<p>委員</p>	<p>国民生活センター自体は利用不可能なんですね。そうしたらそもそも提供じゃないんじゃないかと、それ以前に暗号化されてる情報というのは個人情報じゃないんじゃないかというふうに思うんですけどね。</p>
<p>実施機関</p>	<p>会長、先ほどもちょっと説明させていただいたんですけど、川西市の個人情報保護条例上はオンライン接続といいますか、電子計算機を接続して個人情報を提供すると、これは原則禁止ですよ。でもそれはどういう形なのかというと、実施機関が保有する川西市の個人情報に対しまして、国民生活センターが随時アクセスするような状況にある場合がオンライン接続ですよ。今回の場合については、国民生活センターは管理してるだけでアクセスもしませんし、閲覧とかそういったこともしませんということですから、個人情報以外の相談情報については勿論アクセスしますけども、そういう形ですので、厳密に解釈しますと川西市の個人情報保護条例の13条に基づくオンライン接続に当たるのかどうかというのは、はなはだ疑問な点がございます。ただ、これについては実施機関限りで判断してしまうのではなくて、やはりこの審議会で諮らさせていただきまして、その審議を経るほうがより懇切丁寧であろうということで、今回ご審議を拝受したわけです。</p>
<p>委員</p>	<p>私の個人的な意見というか考えでは、単に置き場所を川西市からどっかよそに置いたというだけの話であって、それは提供に当たらないんじゃないかというふうに思いますけどね。よくストレージサービスって、外のハードディスクの中にデータをバックアップで置きますよね。あれと同じことじゃないかなというふうに思いますけどね。それと、根本的には暗号化されて容易に復号ができないならば、私は個人情報じゃないんじゃないかというふうに思いますけどね。</p>
<p>実施機関</p>	<p>あと2つ目のご質問ですが、ここで8ページのところで相談者というのは契約当事者であったり被害者であったり、そうした方の親御さんであるとか、必ずしもご本人がいらっしゃる場合ばかりじゃござい</p>

	<p>ませんので、そういった場合にやはりセンターの相談員のほうとしましては、まずご本人に直接お話を聞かせていただきたいということでご本人に来ていただく、または電話をしていただくということが一応原則なんです。そうした場合でも、やはり一応相談者というところは実際にお電話なり来所された方が相談者となりまして、いわゆるその日即日に解決できればよろしいんですけれども、結構日数を要する案件というものが多くございますので、後々いろんな形でご連絡したりする場合があります。そういう場合に氏名、電話番号ですとかご住所とかそういうものが必要になってくるんですね。あと3つ目の匿名なら相談ができないのかということ、それはそういうことではございません。ただ非常に複雑で、斡旋、まあ斡旋という言葉を使うんですけれども、相談員が間に入りまして事業者と相談者の間に入りまして解決に導くという方法がございますけれども、そうした場合にやはり匿名では具体的にことが解決まで運びませんので、やはりそういった場合には、お名前、個人情報というのを明らかにしていただく必要があるんですね。ただ簡単な問い合わせとか、特に匿名を希望される方もいらっしゃいます。ですから、その場合はセンターのほうも入っていく限界がございますので、勿論そういうことを納得、ご了解いただいた上での匿名性ということになりますけれども。</p>
副 会 長	<p>今先生がおっしゃってるように、隣が何かやってまっせ、被害受けてまっせ、しかし名前は言えませんって、そんなことは扱わんということやな。</p>
実 施 機 関	<p>実際に扱えませんのでね。</p>
委 員	<p>そうすると物語みたいなん言ってもらっても、こっちは忙しいんやと、あんた自分が責任持ちますな、というような話でまとめましようということやな。</p>
実 施 機 関	<p>少し付け加えますと、今おっしゃっていただいたように、見守りっていうものを非常に大事というふうに啓発させていただいてるんですけども、やはり隣の人が干渉されるのを非常に嫌われる場合も多くございますし、それでも気になって目に余るものがあれば通報されては来られるんですけれども、そういった時には、やっぱり本人様から直接相談していただくように言っていただけませんかというふうにお願いしてですね、あくまでもご本人からと、そういうふうにしてございます。</p>
会 長	<p>これ相談はね、契約している者が対象になるというわけですか？例えば、そういうおかしな品物を買うようにしつこく迫られるとかっていったら、そういう相手方というのはここの対象にならんですな？つまり加害者みたいな、加害者っていうのかどうか知りませんがね、消費者にしつこく買うように迫るとか、そんなのは対象にならんわけですか。</p>
実 施 機 関	<p>それは、事業者からということですか？</p>
副 会 長	<p>被害者。</p>
委 員	<p>まだ被害出てないし、被害出てないけど、しつこく勧誘されたりすると。</p>
実 施 機 関	<p>そういうご相談もよくあります。そういう時も、アドバイスをさせて</p>

	<p>いただいています。</p>
会 長	<p>その場合、ここにいるその方は、そういう人は登録の対象にならんわけですか？</p>
実 施 機 関	<p>一応お名前をおっしゃられる方は相談者ということで。</p>
副 会 長	<p>契約してませんからね。</p>
委 員	<p>相談者です。</p>
実 施 機 関	<p>その時は契約者には。</p>
会 長	<p>しつこく勧誘する会社とか。相談者っていうのは相手方も相談者っていう意味に含まれてるわけ？</p>
委 員	<p>当事者です。</p>
会 長	<p>契約当事者って？</p>
委 員	<p>相談した人はみんな相談者。契約した人も相談できるし、被害者も相談できる。</p>
会 長	<p>だけど、つまりその相談してる人じゃなくって、おかしいことをやってる人はどこになるわけ？やってる人は登録するわけでしょ？</p>
委 員	<p>相談の内容として、メモ欄に…。</p>
実 施 機 関	<p>すみません。悪いことをしてる人というのは、事業者という形になります。お手元のインデックス資料ナンバー4の入力項目一覧がございしますが、そこの2ページに83番、もっと上のほうからございますけれども、例えば80番とか81番、82番、それとか92から94、104から106、こういう形で業者者・担当者名というのを入れるところがございます。</p>
会 長	<p>だからね、この提供する個人情報の内容というところにそれが入ってますかって言ったわけ。相談者・契約当事者及び被害者の氏名・電話番号・住所及び連絡先って書いてるでしょ、これを提供するってしてるわけでしょ。</p>
委 員	<p>今、既にこれだけの項目やってる、今のシステムで。新設項目の中にこれが入ってる。</p>
委 員	<p>だから契約は締結してないけども、加害者の時にはこの4つの概念の中には入らなくって、多分メモ欄の中に加害者ですよとして、こいつがやってきてるといのが書かれている。それが登録されるぐらいやろうということでしょうね。</p>
委 員	<p>それは暗号化されないんでしょ。</p>
委 員	<p>でしょうね。</p>
実 施 機 関	<p>会長、先ほど資料4で説明させていただきましたけれども、ここで丸</p>

	<p>のついてない項目についても、従来から持っている項目であったり、あるいは暗号化されないまでも、システムとして管理している項目にも該当いたします。</p>
委員	<p>それは提供しないんですよね？国民生活センターのほうに情報を送らないんですかね？</p>
実施機関	<p>それは送ります。ですから、例えば製造者の業者名ですとか、そういったものは送らせていただきます。その中に製造業者の個人情報、製造者担当1、担当2、担当3、という68番、69番、70番ですとか、こういった事業者については事業者情報には含まれるんですけども、個人情報に該当する面もあるということで、これについては川西市としては個人情報保護条例上の個人情報には該当するとは思われませんが、それに近い情報ということで、暗号化をするという項目に入れていくということでございます。</p>
会長	<p>悪いことをしてるものを暗号化するわけ？</p>
実施機関	<p>暗号化しても、市のほうからは見れるわけです。</p>
実施機関	<p>暗号化するのはあくまでも担当者名でございまして、事業者名は暗号化しません。</p>
会長	<p>しないよね、それは個人商店でもそうですか。</p>
実施機関	<p>そうです。</p>
会長	<p>事業を営む個人というのは、暗号の対象にはならんのやな。他にどうでしょうか、何なりとご質問いただいたら結構かと思えますけど。</p>
委員	<p>この198項目か、今回新設されるのは約25ということで、既に今までの170いくつかの項目はデータで行ってるわけですね。それにプラスこれがいくと。それとそれをオンライン結ぶことによって、自動的にこういう情報が流れるから暗号化して流すということですね。</p>
実施機関	<p>そうです。</p>
委員	<p>それともう一つ、資料の1ページ目の今現在、現行の課題のところの2番目、相談窓口受付から登録までの時間50日とは、なんでそんなにかかるんですか。</p>
実施機関	<p>現在はバッチ処理方式といたしまして、1か月分の情報をまとめて、例えばで言いますと、12月分の1ヶ月分の情報をまとめまして1月の15日に伝送する、そういう作業を行っているんですね。そこで既に1日に受けたものは45日経ってますね。さらに県を通していきますから、県もそれぞれの市町から受けた相談は、翌日に伝送処理するというふうに一応原則なってるんですけども、そこで数日を要したりすると50日ぐらい。私どもで前月分を15日に伝送するとしておりますけれども、やはり自治体によりましてはもうちょっと時間を要するところもありまして、平均押しなべて50日というふうになっております。</p>
委員	<p>新しいシステムになると、その日に繋がっていくわけですか。</p>

実施機関	そうです。
実施機関	オンライン、リアルタイムで更新がされる。センターの管理者がチェックをして以降ですけれども、更新をされる。従来は、伝送されましても国民生活センターではメインフレーム、汎用電子計算機で処理しますので、データをプールしてそれをバッチ処理で更新処理をかける。それまでは反映されないということになります。
委員	チェックするから3日かかるということですか？
実施機関	そうです。いずれにしましても、相談をお受けしまして3日ぐらいはかかる、そういうチェックなりのために。
委員	すいません、ちょっと繰り返しになるかもしれないんですけど、データセンターに、最終このセキュリティの面でデータセンターでは非常に安全だということで、ここのデータを見れるのは、もう一度どこどこが最終見れるということになるんですかね？
実施機関	個人情報を見られるのは、受けたセンターだけです。
委員	受けたセンターだけが見られるということなんですね。ということは、例えば再発防止とかですね、国が先ほど報道で出たとかいうようなこともあったんですけども、それはそのデータを国の中で操作して見ることができなくて、地域から出てきたものが積み積もってそういうふうな再発防止のができる？
委員	見れないのは個人情報だけであって、事案は全部見れる。誰それというのは見れない。
委員	相手の事業所の名前は出てくるんですね。
委員	だから、例えばある会社が不良電化製品を送ってるっていうのがこっちからいった、また大阪からもいった、あるいは北海道からってなると、その会社は悪いやつやっていうんで、国民生活センターがこういうのは危ないですよっていうふうな情報を発信するっていう形になるんですよ。誰それがそんな被害受けた、その誰それは出てこない。
委員	新しいシステムのあとは、川西市はもう個人情報、まあ暗号化された個人情報ですけど、それは保有しない？
委員	保有しないということに。
委員	全部向こうに渡してしまう。
委員	そこが私一番心配で、大丈夫なんですかね。独法は今仕分けにかかっています。無くなってしまった時どうするんやというのがあって、このデータ引き戻すの大変じゃないかなというのがあるんですけど。
委員	それともう1つは、情報セキュリティの基本的な考えから言えば、一ヶ所に集めることほど危険なことはないんで、先ほどセキュリティレベルが国のほうで高まるというふうにおっしゃいましたけども、技術的にはそうかもしれないですけども、情報セキュリティの基本的な考え方

<p>実施機関</p>	<p>から言えば分散するのが一番安全なわけで、今よりもセキュリティが高くなるっていう、そういうふうには個人的に私は思わないですね。</p> <p>ただ現状でもですね、やはり消費生活センターというのは市民に開かれた場所ということで、やはりローカウンターで市民のお越しになりやすい環境でさせていただいております、サーバーも専用室を設けられたらいいんですけども、そこまでいきませんので事務室の中にサーバーを置いておるわけですね。ですから勿論地震対策ですとかそういったことも出来ませんし、盗難ですとかいろんな危険もありますし、その管理運営は職員が片手間にやっておるわけですね。それが871もありますので、やはりそれがずさんなところもありますので、そこから漏洩する可能性もあるということで、そういう反省点に立ちまして完璧とは申せませんが、やはりデータセンターで一括管理するほうが、よほどセキュリティレベルは現状よりは上げられるということで、そういう事件が起こってからでは取り返しが付きませんので、また消費者生活相談、そういった相談される方の個人情報というのは非常にセンシティブな情報にも該当しますから、やはりきっちり保全する必要があると。またそういう被害に遭った人を当てにして、また商売に行く可能性もありますので、一定のレベルで管理する必要があるということで、このデータにつきましてはデイリーバックアップ、あるいは週ごと、月ごとという形で部分的なバックアップとフルバックアップ、市でも行なっておりますけど同様な形で管理をいたしますので、仮にデータが消失をいたしましても復元が可能です。またデュプレックスですとか、あるいはディスクもミラーリングなり、そういった対障害性を備えた冗長性を備えた構成になっておりますので、消えてしまうということはずくりえないのではないかと。仮に起こった場合でも、早期復元が可能なシステムになってございます。</p>
<p>会長</p>	<p>消費生活センターに相談のあった川西では、一応管理はしてるわけですね。それをさらに暗号化してここに置くということですから、川西市で中央のセンターのほうを取り出してみないと見えないってわけじゃないんでしょ。</p>
<p>実施機関</p>	<p>いえ、そうですけども、そちらに国民センターに置いてるわけですけども、データの管理者はあくまでも川西の管理権限です。東京のセンターに置いてるだけです。</p>
<p>会長</p>	<p>川西市にはそうすると、何もなくなるわけ？</p>
<p>実施機関</p>	<p>そうです。今は事務室のサーバにありますけれども、それが国民生活センターに置くという形になります。でも、管理形態とか責任関係とかはそういったことは従来と変わりませんし、また国民生活センターと個人情報の取扱いについて契約と申しますか、協定なりを交わして、国民生活センターも国の特殊法人ですので、そういったところですから、そんなに無責任な対応をすることは思われませんし、そちらともきっちりとした契約を交わして行って、個人情報を安全に取扱っていきたいということで考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>だから提供にはあたらんのとちゃうかというのは、そこなんです。</p>
<p>委員</p>	<p>そうそう、だからタンス預金してるか、銀行に金預けるかですよ。</p>

委員	そうそう、一緒。
会長	まあ暗号化してるっていても、暗号を解読されないんやから。
実施機関	ただ暗号化につきましては、政府の推奨暗号方式ということで、256ビットのハッシュ関数を使って暗号化をいたしますので、128ビットにつきましては破られた実績といいますか、そういった例はありますけれども、現在のところはそういう暗号化と専用線IV-VPNですけれども、それによりまして二重にセキュリティをかけるということで大丈夫じゃないかと。さらに2年先ぐらいには、国と専用回線を通じまして接続をするという形で、さらに安全性も高まるんじゃないかということで。
会長	このシステムの構築はね、何か住基ネットのように国によって要請されてるってわけではないわけね？国のほうでそういうやり方を指導してるってことになるわけ？
実施機関	国民生活センターが主体的に構築をして、運営していくということです。
会長	だから極端に言ったらね、そのやり方うちはやらのやっという自治体があっても構わんって話になるわけ？
実施機関	ですから、そういう意味で871箇所のセンターが接続しているということ。
会長	だからその新しいやり方を気に入らんということで、そこに入り込まないというそういうセンターもあるわけですか？871のうち。それが全部入らなんだら、そのシステムが完成しないから不完全なものになってしまうというような話になるわけ？
実施機関	接続しない場合は、相談情報を共有できませんから、その市だけで相談をするということになりますね。ですから、あとはインターネットですとかいろんな情報で、商品情報ですとかそういったものを消費者情報を取得するしかない。その辺は選択の問題だとは思いますが。
会長	だからその接続するかしないということは、それぞれの自主的な判断で行なえるんですか、ということです。
実施機関	しないことも可能は可能です。
会長	川西市の場合は、そこに接続するほうがメリットがあるという判断して繋ぎたいということやね。
実施機関	はい、従来も11年間接続して利用効果も実績も上げてきておりますので、さらにそれをレスポンスをよくサービス性も高めていきたいという形で考えております。
委員	さっきの個人情報の置き場所を向こうに変える事によって、メンテナンスに係る費用だとか削減できるんですか？川西市が今、年間かかっている…。
実施機関	このシステムに関しましては、一切国のほうの負担でやっております

委員	<p>ので、市の方は全く経費は負担しておりません。</p> <p>そうじゃなしに…。</p>
実施機関	<p>国が貸与する、国が構築貸与するシステムという形ですので、あくまで国をあげてそういうサリドマイド事件ですとか、ヒ素毒ミルク事件そういったものもありますし、中華餃子事件ですとか、そういった国民の生活安全を予防するそういう必要性のために、昨今では消費者庁も設置をされまして、国をあげて中央自体も協力して被害の未然防止をしようという取組みの一環でございますので。</p>
委員	<p>今までのサーバーとか、それも全部変えるわけ？</p>
実施機関	<p>はい。</p>
会長	<p>ちなみに、川西市ではそういう相談っていうのはね、月にどれくらいあるものなんですか？</p>
実施機関	<p>月によっても違うんですが、ちなみに平成20年度、総件数が2,157件ございました。</p>
会長	<p>1,000？</p>
実施機関	<p>2,000、2,157件で、参考までについでに申しますと、国といいますか国民生活センター同様に20年度938,720件、これが全国から集まってきた件数ということです。</p>
会長	<p>やっぱり随分あるもんですね。いかがでしょうか、時間の関係もあるんですけども、委員の皆さん、これで後で十分審議できるとなれば、ご説明はこれで終えさせていただきたいと思うんですけども、いいですか委員の皆さん。これで審議十分充分可能といってるんで、そうしたらありがとうございます。</p>
	<p>※実施機関（消費生活センター）退室</p>
会長	<p>それでは、もう1つの諮問案件の事案についてですね、消防本部の消防課のほうからご説明を先にいただきたいと思います。第38号諮問案件で「消防通信指令業務に係る個人情報の提供について」ということになります。それではよろしく願いいたします。</p>
実施機関	<p>よろしく願いいたします。本日は私ども消防本部からの諮問案件に対して、夕刻の貴重な時間にご審議いただきますことをお礼申し上げます。諮問38号議案の「電子計算機の結合による個人情報の提供について」でございますが、先に事務局から概要の説明があったところになりますが、改めまして担当課であります私どもの消防課から業務内容、電子計算機の結合にあたる部分などに関しまして、詳しいご説明をさせていただきます。最初に構築に係る経緯につきましては消防課長の小西が行ないまして、続きまして構築の詳細につきましては消防課主幹の藪野がご説明させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。従来、消防指令業務は各市町の消防本部が単独で運用をすることとされておりましたが、近年、消防を取り巻く環境は県内消防相互応援など単独の消防本部の管轄を超え、大規模災害、特殊災害等を想定した広域的な</p>

消防活動を実施することが求められており、これを受ける形で平成19年10月からは本市と猪名川町との共同で消防緊急通信システムの運用を行っているのですが、本市はその耐用年数の関係で遅くとも平成23年にはシステムの更新を行う必要がございます。同様に宝塚市におきましても、平成12年に運用を開始した消防指令システムの耐用年数の関係からシステムの更新を計画しているものの、それには多額の費用が必要であり、現在の財政状況では単独の更新は難しいとされ、隣接市町の消防本部との共同運用を検討している旨の申し入れが、平成20年に行いました。本市でも種々検討を行った結果、都市構造が似かよっていることから適切な応援体制を初動段階から行うことができ、また行財政面においても更新経費及び維持管理経費が削減できることから、宝塚市、川西市、猪名川町の2市1町共同での新たな消防指令システムを構築を目指すことといたしまして、昨年8月にその構築費用に係る補助申請を国に対して行ったところ、同月に補助金交付決定の通知を受けましたことから、昨年11月1日付で2市1町消防通信指令事務協議会を立ち上げるに至っております。今後の予定といたしましては、まず、今年度内にシステム納入業者の選定を行い、4月からは実際にシステムの構築に着手いたしまして、平成23年4月1日から2市1町共同での消防指令システムの運営を開始する予定となっているところでございます。なお、お手元の資料ですが、インデックス1といたしまして、協議会の規約を、またインデックス2では、共同運用を予定しています2市1町におきます各署所の配置状況図を、それぞれお配りさせていただいております。ご参考になさってください。以上で、私からの消防指令システムの構築に係る経緯についてのご説明を終わらせていただきまして、引き続き消防課主幹の藪野から構築の詳細についてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

#### 実施機関

それでは引き続きまして、消防指令システムの構築の詳細につきまして、ご説明をさせていただきます。まずは、共同運用による消防指令業務の具体的な流れを、簡単にご説明させていただきます。お手元のインデックス3、「共同運用による消防指令業務のイメージ」をご覧ください。まず各市町内からの119番通報は、宝塚市消防本部に設置されます消防指令センターで受信し、災害等発生場所の特定を行います。そして、指令センターから各消防署や出張所へ出動指令を出すこととなりますが、消防の相互応援等に関しましても指令センターで情報を統制し、状況に応じての指令を出すこととなります。災害発生場所の特定の方法をご説明いたします。まず、指令センターの発信地表示システムによりまして、119番通報がされた局番とN T Tに届けられている住所・氏名をN T Tのデータベースから取得いたします。次に、その発信地表示システムから出たデータを基にして、各市町の住民基本台帳情報からその住所地及び周辺住所地に居住する世帯主等の情報を併せて取得するという仕組みがあります。従いまして、ここでの各市町の住民基本台帳情報につきましては、災害通報時における迅速なピンポイントでの災害場所の特定のために必要であり、さらには災害場所における安否確認、救出救護非難誘導等、迅速な消防活動に不可欠な情報となるわけですが、これを送受信装置を活用して電子データで消防指令センターへ提供することにより、最新の情報への迅速かつ正確な更新を実現しようとするものでありますので、このたび本審議会での諮問を諮らせていただいた次第でございます。次に、消防指令センターで必要となる住民基本台帳情報の項目であります。諮問別紙の「提供する個人情報内容」という欄にございますとおり、1に氏名、これはカタカナと漢字の表記でございます。2に住所、3に生年月日、4に性別、5に世帯主を中心とした続

	<p>柄、以上の5項目となりますが、この住民基本台帳情報の具体的な取得方法について、次にご説明申し上げます。お手元のインデックス4をご覧ください。上の図で共同運用時の方法を示しておりますので、これに沿ってご説明いたします。まず①が、川西市役所内に設置されています住基サーバでございます。この住基サーバから、前述の5項目のデータをMO等の電子媒体に出力し、このデータを同じく川西市役所内に設置されています②の住基情報送信装置に投入します。そして、②の住基情報送信装置から宝塚市消防本部内に新たに構築される消防指令センター内の住基情報受信装置に、住基情報データを送信いたします。③で示している部分になります。この②から③へのデータ送信が、電子計算機の結合による個人情報の提供であると認識しておりますが、運用上では指令センター側が②の住基情報送信装置に随時アクセスするという方法ではなく、あくまで最新情報への更新時にのみ、本市の送信装置から一方的に情報を送るといった形で行います。なお③の住基情報受信装置は、宝塚市、川西市、猪名川町それぞれ専用のもので3台設置される予定です。次に、③の各市町用の住基情報受信装置のデータを、一旦MO等の電子媒体に出力いたしまして、その電子媒体を介して④に示しております2市1町情報用サーバにデータを投入いたします。そして、この2市1町情報用サーバから⑤の指令台へデータが送られることとなります。最後になりますが、セキュリティ面について説明させていただきます。各市町の住基情報データは、消防指令センターの指令台にて蓄積されることとなります。そして先ほどもご説明いたしましたが、119番通報入電時に指令台にて必要な情報を確認し、各署所へ指令を發しますが、各署所の指令端末装置から指令台へアクセスすることは出来ません。また指令台は閉鎖的な空間で構築されておりまして、外部からのアクセスはシステム上不可能であります。さらに消防指令センターへの出入り口ドアはパスワードで管理されており、指令センター員の許可を得なければ入室できません。また指令センターの見学はガラス越しに可能ではありますが、119番通報入電時には、ブラインド等を降ろし指令台に表示される個人情報を覗き見ることは出来ません。なお指令センターには24時間指令センター員が従事しておりまして、無人となることはありません。以上のおおりに、消防指令センターのセキュリティが万全であることを申し上げます。ご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。消防通信指令業務の2市1町の消防指令の共同運用みたいなものですね。消防指令センターを宝塚市の消防本部へ設けて、そこへ川西市の情報を提供するという事で、このシステムについての個人情報の提供について、何か委員の皆さんからご質問ございますでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>今の、この4のこの下が現行ですね。この7から8の線というのは今はどうなってるんですか？</p>
<p>実施機関</p>	<p>現状は、今回審議会に挙げました2と3と同じ状況が7と8の状況でございます。ただ違いますのは、現状が同じ川西市内でございます。新たに構築する部分は、川西市内から市外の宝塚市へ移るものです。</p>
<p>委 員</p>	<p>今現在も、電子データの形で伝送されてるってことですね。</p>
<p>実施機関</p>	<p>はい。</p>

委員	今回、3が新しくできるので、そこと繋ぐっていう。
実施機関	はい。
委員	わかりました。
委員	これ13条2項のその内容を変更しようとするっていう、そっちのほうでしょ。
委員	そっちのほうですね。
委員	繋がってて他市に変わる、繋ぐ場所が変わる。
委員	新たに提供って訳じゃない。
委員	場所が変わるだけ。
会長	これはね、提供する個人情報というのは、住基ネットの範囲内のものになるんですけどね、これはいわゆる消防に関する指令ということで、救急業務というのだとね、近頃問題になってるそういう災害弱者なんかの情報を、それぞれの消防署が把握しないといけないとなってるんですよ。それを更に広域でこういうことやるんだったら、広域でも誰が身体障害者の人であるかとか、誰が介護を必要とするかどうかってそういう情報が必要になってくると思うんだけど、その点はまだ十分に煮詰まってないわけですか、川西市の消防自体において。
実施機関	弱者に対しての情報は、今も用いて運用させてもらってます。この情報を使うというのは、まずは災害が起こりまして火災等がありまして、まずはピンポイントでその場所が特定出来る、その後に災害の被害者側の家族構成がわかることによって、逃げ遅れがいるかとかいないとかそういうのが即座に定められるというような利点が、ちょっと質問とは違うところかもしれませんが、そういうので今現在利用させてもらってるということです。
会長	なるほどね。
事務局	会長、先ほどの会長のご質問の件なんですけれども、既に平成9年の段階で、そういう災害弱者についてはこの審議会に挙げさせていただいて、よしとする答申のほう頂戴させていただいて、それで消防さんのほうで運用しいただいているというような状況でございます。
会長	それは、宝塚市の消防のほうに提供してもいいのかということを開きたかったんだけど。
事務局	こちらのほうにいただいている情報、それが宝塚市さんのほうに流れるという部分につきましては、確かにその当初そういうところまでは想定してなかったんですけれども、その情報を今既に消防さんが持っている情報を確かに宝塚のほうでも見られる状態になってしまうんですけれども、会長ご指摘のような懸念は確かにあるかとは思いますが、その自治体の個人情報保護条例にも関係してくる部分はあろうかとは思いますが。

委員	違うでしょ、宝塚の方では見られないんじゃないですか。だって送らない。だから結局ここはあれでしょ、災害発生場所を消防指令センターのほうでどこなのかというのを把握するための情報を送るだけで、そこから更に川西の方の消防署のほうに、ここで起こってるからお前ら出勤せいという指示が出てきて、その時に初めて川西の方でそれが災害弱者が絡んでるかどうかというのは、川西の方でチェックできるだけですから。
会長	場所の特定だけの話ですね。
委員	だからこれ住基ネット情報だけでいいと、あとはその他のケアは、川西のほうに指令が出た時にどうするかという話が出てくるわけですね。
事務局	そうですね。
委員	それほどのセンシティブ情報が入ってるわけでもない。
会長	これもやっぱり消防法の改正による広域消防システムの構築のね、いわゆる消防署の統合とか大阪府でやってて、私も委員になってるんですけどね、あれの一環なんですか？この兵庫県も。
実施機関	今兵庫県でも広域の協議会が出来まして、それに従いまして今現在、川西、宝塚、猪名川町、あと加東市が4市くらいですかね、そちらのほうがまずは共同運用からというところでございます。
会長	流れなんですね、これは。
実施機関	それに流れていくのは全てではないんですけども、一応は広域を目指しての形にはなるとは思うんですけど。
会長	これ大阪市にしたら、この2市1町じゃなんか狭いような感じがする。大阪はみんなでやる、政令市は除いて大阪府下を3つに区分して、それぞれで消防指令統合しようなんて話やってるんですね。だから兵庫県のは幾つぐらいに分けるんか、これが1つとしたらちょっと小さいような気がする。
実施機関	確におっしゃるとおり、本来は9市1町の区切りで一応県から通信計画が出まして、それで色々各市寄って話したんですけど、なかなかやっぱり各市の意見が揃わなくて、一度解散ということになって、あと共同といったら、宝塚、川西、猪名川が残ったということなんですけども。
会長	そうですね。今直接これと関係ないのに教えていただいて、どうもありがとうございました。それでは他に何かお尋ねすることはありますか？そうしたらこれで十分審議できますか？それではこれで審議のほうに移りたいと思いますので、消防本部の皆さんありがとうございました
	※ 実施機関（消防課）退室
会長	それではまた37号諮問案件の方に移りまして、こちらの方からご審議いただきたいと思っておりますけれども、これが個人情報保護条例の第13条に該当するか。先ほど先生の方で、暗号化して送る場合、個人情報を提供

<p>委員</p>	<p>することにはならないと、そうすると諮問する必要がないなというような話で片付けた方が。せっかく暗号化するかはともかく、個人情報をオンラインで提供するので、原課だけではやっぱり判断が他から言われたら具合が悪いということで、ここへ諮問をされたんだと思いますけどね。だからそれに応じて、個人情報の提供には当たらないから勝手にやってくださいというのは気が引けるような気がするけど、どうですかね、これ。</p> <p>暗号化されてる、それで向こうでは見られない、使えるわけではないというのが、個人情報の提供になるかどうかという定義の部分ですよ。電算機の回線で繋ぐっていうのは繋ぐんですから、それは13条に当たるんですけど、個人情報ほどないんですかね。提供という概念ではないと思うんですよ。確かに情報の置き場所を変えるという意味で、そこを通して向こうへ送るという意味では提供になるのかなという意味で言うと、必ずしも当たらないと言い切れるかどうかという。ただ、国の規定の運用からいくと、あまり当たらないのじゃないかなという問題ではある。</p>
<p>会長</p>	<p>提供先が、何らかの格好で利用するようなことがね。</p>
<p>委員</p>	<p>利用を前提として提供という、普通はそういうイメージだと思うんですけども。</p>
<p>会長</p>	<p>ここは何も使えないなと話になるとね。</p>
<p>委員</p>	<p>コンメンタールにもそういう趣旨のこと書いてましてね、向こうで利用できるように置くことが提供なので。だから、今回は提供に当たらないと思うんですよ。それで、そもそも個人情報じゃないと思うんですよ。暗号化されて解読できないというなら。</p>
<p>委員</p>	<p>個人情報には当たらない？</p>
<p>委員</p>	<p>個人を識別できないですから。しかし、個々の性質上慎重にやってくださいというふうな意見を、この審議会として答申という形じゃなしに、意見を付するというような形で。</p>
<p>委員</p>	<p>13条2項の個人情報の提供に当たるかどうかは微妙なところではあるが…。</p>
<p>会長</p>	<p>もし、個人情報の提供だというふうに考えて、その要件であるところの…。</p>
<p>委員</p>	<p>実施機関が公益上の必要があり、安全な保護措置が講じられている。</p>
<p>会長</p>	<p>公益上の必要性があって、かつ個人の情報についての必要な保護措置が取られているかどうかという話になると、それは仮に個人情報だと仮定して、その要件を満たしているかというのはどうなるんですか。</p>
<p>委員</p>	<p>満たしていることは満たしている。</p>
<p>会長</p>	<p>公益上の必要性があって、かつ先ほどの説明ではそれなりに措置を講じているという話ですよ。ですから今回の場合には、その提供という</p>

	<p>この諮問については、そういう要件は満たしているから良いですよということを言って、ちなみに暗号化されて相手が利用できないというようなものについては…。</p>
委員	<p>そもそも個人情報の提供には当たるかどうか。</p>
会長	<p>ということは、そんなもの諮問しなくてもいいという…。</p>
事務局	<p>先生すみません、1点ご確認と言いますか、勉強のためにも教えていただきたいのですが、個人情報の定義の部分なんですけれども、正に識別され得る個人情報、住所・氏名とかという部分なんですけど、その相談内容の記載の仕方によって特定個人が識別される、できるような場合があるのかなのかという部分の懸念が、当初相談時にはございましたもので。もちろん個人情報は送らないよと、でも相談内容の書き方、それは相談員さんが色々書かれるんですけども、その書き方によって、例えばある一定個人が推測できるような場合があるのかなのか。ちょっとその辺は悩むところなんですけれども、その辺はどうなのかなというのとはあって、今回とりあえず審議会の方にかけていただくというふうな、そういうふうな部分のお話も協議の段階ではございましたもので。</p>
委員	<p>それは別問題ですよ。個人情報は要するに、個人が識別可能な情報なんですけれども、容易に識別可能な情報なんです。容易でなかったら個人情報には当たらない。だから、例えば名前とか住所とか隠しても、例えば川西市で1人だけしか買っていないようなものがあるという場合は、その商品名を言うだけで個人特定できますから、それは個人情報に当たりますよね。</p>
事務局	<p>うちの条例上、個人情報という定義の中で、「個人が識別され、又は識別され得るもの」というような、その後段の「され得る」のところ引っかけの部分がございましたもので、その辺もございまして、今回諮問というふうなところに至ったということもございまして。</p>
委員	<p>ただその場合に、個人に関する情報というのが付いてますから、ここが非常に微妙なところなんです。例えば相談内容で、外車の川西市に1台しかないような車を買った人が、クレマーになって来たといった時に、あの人やなど分かるという時に、それが果たしてその車の情報が個人に関する情報なのかどうかというところが問題になって、結構微妙なんです。だから、状況によって変わっちゃうんじゃないかなと思いますけど。</p>
委員	<p>ケースバイケースだと思いますよ。フェラーリをキャッシュで買ったとかということになると…。</p>
委員	<p>そういうふうになっちゃうと、分かっちゃう可能性がある。</p>
委員	<p>個人を特定されるという問題になってくる。</p>
会長	<p>ここの「個人が識別され得るもの」というのは、定義としては個人情報保護条例として挙がっているけど、な、「され得るもの」というのはですね、具体的な何か相談事を提示されたら、回答するかしないかという判断はできるけど、一般には相談事というのは、氏名とか住所とかそ</p>

	<p>ういうものを伏せたら、誰の相談か分からんわけなんで、個人情報性は薄くなるんでしょね。だけど、本当に特定の人しか相談をしないというような領域があったりね、クレーマーな可能性がないわけじゃないけどね。</p>
<p>委員</p>	<p>川西市でキャッシュでフェラーリを買ったような事案があって、こういうクレームがついた、同じような問題があったというので、これ見れるわけですよ。そこに正に名前だとか住所だとかは出てこないけども、川西市であったというのは出てくる可能性はありますよ。すると、川西市でそういうの数人しかできないよなとなったら、ある程度特定化されちゃうことはある。それを出すなどは言えないわけですよ、そこはね。だからこれは接続しちゃだめですよ、という話になるのかという。今でも50日遅れではあるけども、その情報は出てくるんですから。やってることは同じで、結局データで繋いでるか繋いでないかだけの話ですよ。それならもう繋いで、便利さの方が上回るんやったらそっち側を優先した方がいいんじゃないの、というだけの話になってくるんじゃないかと思うんです。</p>
<p>会長</p>	<p>そうしましたら、個人が識別され得るものというような相談もあるかもしれないということで、諮問をしてくれたのは可とするということですね。その諮問に適切に応じて、そういう場合も含めて公益上の必要性というはあるし、市民の利益になるしということなんで、提供するの良しと。それについての保護措置というのを、説明の限りでは十分に対処しているということで、要件を満たすから審議会としては結構ですよという、そういう答申は出して良いんじゃないかと思うんですけどね。ただ一般の場合には、暗号でもって氏名とか住所とか皆そういうものは分からないようにすると。そこに繋がっている限りにおいては、他所の人から見たら匿名の相談事があったような格好になっちゃうわけやね、そうすると。センターのところにいるのはね。</p>
<p>委員</p>	<p>匿名とは思わないんじゃないですか。事案は行くっていうだけですよね。</p>
<p>会長</p>	<p>では、これは一応こういう答申をするということによろしいですか、そういうことにしましょう。あと、個人情報のことも書くの？</p>
<p>委員</p>	<p>個人情報の提供に当たるかどうかということについての疑念はあるが、という程度の…マイナスのイメージですよ、それね。ここまで持ってこなくてもいいよ、ということをお願いだけなんだけど。</p>
<p>会長</p>	<p>「これは、個人の情報に当たるかどうかということは疑わしい」とだけ書いたらね、その意味は、結局こんなものは諮問しなくてもいいという意味になるわけでしょう。だからそんなの諮問しなくてもいいというふうにはね、突っぱねていいのかどうか問題あるね。せっかく向こうとしては慎重に判断したいという。</p>
<p>委員</p>	<p>いやいや、今回の場合はメモ欄とかそういうものが含まれているから。</p>
<p>会長</p>	<p>仮に条例上審議会の意見を聴かなきゃならないという、そういう事案でなくてもね、聴いたらいけないとは書いてないわけ。だから、聴かなきゃならないものを聴かなかつたら問題だけども、聴く必要のないのを</p>

	<p>聴いてきてもね、それは助言するということがあつてしかるべきじゃないかと思うんですけどね。だから、無碍にそんな断らなくてもいいんじゃないですかね。</p>
委員	<p>さっきのね、事案から誰か分かってしまう可能性があるようなものっていうのは、今でも発生する可能性があるんですよ、現実問題。そういう意味では、全然状況は変わらないということなんですよ。</p>
副会長	<p>結果オッケーでしたら、それでいいんじゃないですかね。</p>
会長	<p>そうしたら、そういうふうについていう付則みたいなことは書かなくていいですね。だから、これが審議にかける事項かどうかというのは疑問の余地があるけれども、それはさっきも言ったように、聴かなきゃならないという場合でなくても、聴いてはいけないとは書いてないわけですから、それについて助言するという意味で答申するということですね。そういうことでまとめてください。よろしくお願いします。そうしたら、もう1つの消防通信指令業務の広域化による宝塚市消防本部に提供する件はいかがでしょうか？</p>
委員	<p>同じ変更ですからね、接続の変更ですから、それほど大きな問題はないと。</p>
会長	<p>これも要件は満たすよな。これはきちっとした保護措置があるということですね。</p>
委員	<p>公益上の必要性は確実に認められますからね。</p>
会長	<p>公益上の必要性はね。一元的な指令がどうって話ですよ。それは今進められてるところですよ。消防法の改正で、そういうやり方をするように法令が方向性を示しているんですよ。これもいつものように、この審議会としては審議の結果、電子計算機結合による個人情報の提供は妥当だというように、答申案を書いてください。</p>
委員	<p>諮問がね、「13号2項の規定に基づき」ってなってますけども、正確に言うと13条2項後段だから、答申には13条2項後段って文言を入れといていただいたら。</p>
会長	<p>内容を変更しようとする時にも、のほうやな。</p>
委員	<p>新規の接続では無いですからね。</p>
会長	<p>そうしたら、今ご決定いただいたことについて答申するということになるんですけども、その答申の文章は私と副会長に一任いただいてよろしいでしょうか。</p> <p>※ 各委員より「異議なし」</p>
会長	<p>そうしたら会長、副会長で一応見まして、これ妥当だということについて判断しますから、それぞれの委員の皆さんのところにそれをお送りいたしますから。そういたしましたら、本日の諮問事項はこれでおしまいなんで、その他というふうに書いてありますけれども、何か連絡事項</p>

<p>事務局</p>	<p>ございますか？</p> <p>ご報告が遅れまして、大変申し訳ございません。お手元に委員名簿があるかと思うんですけども、名簿の上から4番目の井出和代委員なんですけれども、実は昨年12月31日をもって人権擁護委員の職を離れるというふうなことになるというわけではなく、個人情報保護審議会の委員さんでなくなるというわけではなく、委員のご意向もございまして区切りのいい時、12月31日付けでこちらのほうも職を離れる旨のお話もございまして、一応10名必ずいなければならないという審議会ではございませんので、とりあえず委員のご意向を汲むような形で、12月31日付をもって井出委員がこの審議会から抜けておりますのをご報告しておきます。同様に新しい委員につきまして、今現在同じ人権擁護委員の方を選任する方向で準備処理は進めさせていただいておりますので、次回開催時には新しい委員さんをまたご紹介出来るかと思っております。それとあともう1点、これは今後のことなんですけれども、実は川西市でも防犯カメラの検討をそろそろ始めなければならぬというふうなこともございまして、新年度、今もう1月でございまして新年度に向けまして、次期はまだ未定なんですけど、そのような案件もちょっと考えておりますので、また委員の先生方にもお手を煩わすことになろうかと思うのですが、その際はどうぞよろしくお願ひしたいと思ひまして、ここでご報告なりお話しさせていただいたところでございます。どうぞよろしくお願ひします。</p>
<p>会長</p>	<p>わかりました。委員の先生方、何かございませんでしょうか？無いようでしたら、本日の川西市個人情報保護審議会をこれで閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。</p>